

ねずみ族及び昆虫等の駆除指導支援要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ねずみ族及び昆虫等を駆除するために必要な器具の貸出し並びにねずみ族及び昆虫等の駆除指導支援に関して必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を支援することを目的とする。

(貸出し対象者及び指導支援)

第2条 川崎市内で、自宅等の敷地内にねずみ族又は昆虫等が発生しており、自ら駆除を行おうとする市民等に対して無償で貸出すものとする。

2 保健所支所は貸出しにあたって、駆除に必要な指導支援を行うものとする。

(貸出しの手続き)

第3条 市民等が貸出しを受けようとするときは、借用申請書(別記様式)を原則として当該敷地を所管する保健所支所長に提出するものとする。

(貸出し期間等)

第4条 貸出し期間は、貸出し時に提示された期間とする。ただし、特に必要と認める場合には、期間を延長することができる。

2 市民等が借用申請書に記載した器具の借用期間の延長を希望する場合は、電話等により借用申請書を提出した保健所支所に連絡し承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第5条 器具の貸出しを受けた者が、故意又は重過失によって器具を滅失し、又はき損したときは、現物により弁償しなければならない。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。